

「第4次秋田市地域福祉計画の令和5年度取組状況、令和6年度取組予定および令和元年度～5年度取組状況まとめ」について

1 全体の進捗状況

(1) 令和5年度取組状況および令和6年度取組予定について

令和4年度と比べるとAが増加、Bが減少したものの、AとBの合計割合も97.8%と令和4年度と同じ割合であったことから、7月豪雨、9月大雨の影響があったことを考えると、概ね順調に進捗したものと捉えております。

令和6年度についても、引き続き感染症に配慮しながら、各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和4年度取組状況（参考）		令和5年度取組状況	
	項目数	割合（%）	項目数	割合（%）
A	37	41.1	36	40.0
B	51	56.7	52	57.8
C	0	0.0	0	0.0
※	2	2.2	2	2.2
計	90	100.0	90	100.0

（注）割合については、一部端数処理しております。

(2) 令和元年度から6年度の取組状況について

第3次計画と比べるとAが増加、Bが減少し、その結果AとBの合計割合は97.8%と第3次よりも減少しているものの、Aの割合が増加したことから、全体的には概ね順調に進捗したものと認識しております。

今後は、現行計画での実績を評価しながら、市政を取り巻く状況の変化に対応した次期計画の策定などにより、地域福祉を継続的に推進することといたします。

評価	第3次計画（H26年度-30年度）		第4次計画（R1年度-6年度）	
	項目数	割合（%）	項目数	割合（%）
A	29	31.5	37	41.1
B	62	67.4	52	57.8
C	1	1.1	1	1.1
※	0	0.0	0	0.0
計	92	100.0	90	100.0

（注）割合については、一部端数処理しております。

## 【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	事業の中止や縮小をし、代替の取組もやむを得ない事情で実施できなかった、など

## 2 主な取組指標に関する実績

前記の1に記載したとおり、取組毎の進捗状況を毎年評価しているほか、計画の達成度が判断できるよう、主な取組には指標を設定しております。

その結果、「↑ 好転」が8項目20.6%と前年度から減少し、「→ 横ばい」が16項目52.9%と前年度から増加し、「↓ 悪化」が7項目20.6%と前年度と同じ数値であったことから、個別の取組については令和5年度は7月豪雨と9月大雨の影響を受けた結果となったと考えられる。令和6年度は、取組状況についても好転することが期待される。

評価	令和4年度指標状況(参考)		令和5年度指標状況	
	指標数	割合(%)	指標数	割合(%)
↑ 好転	8	23.5	7	20.6
→ 横ばい	16	47.1	18	52.9
↓ 悪化	7	20.6	7	20.6
※ 対象外	3	8.8	2	5.9
計	34	100.0	34	100.0

(注) 割合については、一部端数処理しております。

## 【評価基準】

評価	評価説明
↑ 好転	策定時の実績から、20%以上好転した
→ 横ばい	策定時の実績から、20%を超えない増減に推移した
↓ 悪化	策定時の実績から、20%以上悪化した
※ 対象外	達成度の調査対象外となった、指標の内容を変更した

## 別添資料

- 1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和5年度取組状況、令和6年度取組予定および令和元年度～5年度取組状況まとめ」について（一覧）

全27ページ

- 2 主な取組指標に関する実績（一覧）

全2ページ

## 「第4次秋田市地域福祉計画」重点事業の令和5年度取組状況、令和6年度取組予定および令和元年度～5年度取組状況まとめについて

### 「重点事業1 包括的支援体制の整備」の取組

#### 1 令和6年度までの目標

地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

#### 2 事業計画

令和元年度	①関係機関に聞き取りし、連携の実態把握 ②関係機関の連携手法の検討
令和2年度～令和6年度	①関係機関の連携手法の検討（随時） ②検討を経た連携手法の順次実施

#### 3 令和5年度の主な取組内容

令和3年度に策定した、包括的支援体制の整備に関する取組指針を関係機関と共有するとともに、引き続き、既存の支援体制を有効活用しながら、各相談機関との連携を図った。

また、重層的支援体制整備事業については、令和7年度を目途に取り組むことを目指すこととなり、県で開催した研修に参加し県内外の実施状況を参考とするなど、直営および委託での手法などを検討することとした。

なお、7月豪雨、9月大雨における被災者支援のため、秋田市社会福祉協議会に地域支え合いセンターを設置・運営し、被災者一人ひとりの生活再建に向けた取組を続けている。この地域支え合いセンターの取組が重層的支援体制整備事業と類似性・親和性が高いことから、取組内容を検証し、重層的支援体制整備事業への移行についても併せて検討していく。

## 4 令和6年度の主な取組予定

引き続き、包括的支援体制の整備に関する取組指針に基づき、各相談機関と連携を図りながら支援を行う。

また、重層的支援体制整備事業については、直営での取組方法を検討するために庁内関係課所室検討会を開催するとともに、現在、地域支え合いセンター運営など、重層的支援体制整備事業に移行できると考えられる事業を実施している秋田市社会福祉協議会に業務委託する方法を検討し、令和8年度からの取組を目指す。

## 5 令和元年度～5年度の取組状況まとめ

年度	項目	取組状況
1	関係機関への聞き取り、連携の実態把握 関係機関の連携手法の検討	「8050問題」状況把握のため、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所が担当している高齢者世帯の調査を実施した。 東北県庁所在市と更生支援に関して意見交換したほか、法務省、秋田県保護観察所および秋田地区保護司会と再犯防止推進に関する意見交換をした。
2 ～ 5	関係機関の連携手法の検討（随時） 検討を経た連携手法の順次実施	ひきこもりの人やその家族等に対して、相談員が相談に応じる訪問型の支援（アウトリーチ）を実施した。 本市における包括的支援体制の取組状況について取りまとめ、包括的支援体制の整備に関する取組指針を策定した。 犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援するため、秋田市再犯防止推進計画を策定した。 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方が成年後見制度を利用し、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らし

	<p>地域支え合いセンターの 設置、運営</p>	<p>ていくことができるよう、秋田市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。</p> <p>重層的支援体制整備事業について、他都市の取組状況・動向などの情報収集を行い、本市で取り組む場合の経費や取組方法等の検討を行った。</p> <p>7月豪雨、9月大雨の被災者支援のため、<u>地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、市の関係課所室からなる復興支援チームと連携しながら、アウトリーチやケース会議などを通じ、被災者一人ひとりの復興支援に取り組んでいる。</u></p>
--	------------------------------	--

## 【参考】

### 1 重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成を一体的に実施する事業

### 2 地域支え合いセンターと復興支援チーム

「(4) 地域福祉計画の改訂」で説明

## 「重点事業 2 災害に備えた支え合いの地域づくり」の取組

### 1 令和 6 年度までの目標

災害時要援護者(自力での避難が困難な人)の避難支援体制の構築を図る。

### 2 事業計画

令和元年度～令和 2 年度	①各地域で説明会を開催 ②地域でのプラン作成者や支援者に聞き取りし、地域での避難支援体制づくりの実態把握
令和 3 年度～令和 6 年度	①「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し(随時) ②プラン周知の広報活動の実施 ③地域での個別避難支援プラン作成支援

### 3 令和 5 年度の主な取組内容

災害時要援護者を支援するため、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制づくりに関する説明会を開催した。

また、令和 3 年度の改正災害対策基本法および取組指針に基づき、個別避難計画作成の優先度が高い方の絞り込みを行った。個別避難計画の作成については、地区社協等の地域関係者との連携基盤を有している秋田市社会福祉協議会に委託し、対象者の絞り込みや同意確認を行うなど、実施のための体制整備を行った。

### 4 令和 6 年度の主な取組予定

引き続き、避難支援体制づくりの説明会等を開催するなど、個別避難計画作成を支援する。

また、優先度が高い方の個別避難計画作成については、秋田市社会福祉協議会に業務委託し、作成に取り組む。

さらに、7月豪雨、9月大雨からの被災者の生活再建のため、秋田市社会福祉協議会に設置、運営を業務委託した、秋田市地域支え合いセンターと復興支援チームが協力しながら、取り組みを進める。

## 3 令和元年度～5年度の取組状況まとめ

年度	項目	取組状況
1 2	各地域で説明会を開催 地域での避難支援体制づくりの実態把握 「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し	災害時要援護者を支援するため、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制づくりに関する説明会を実施した。 個別避難計画（個別避難支援プラン）の課題などについて、計画作成者や支援者に聞き取りし、「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直しを行った。
3 5	プラン周知の広報活動の実施 地域での個別避難支援プラン作成支援 災害時要援護者のうち優先度の高い方の個別避難計画の作成 <u>地域支え合いセンターの設置、運営</u>	各市民サービスセンターなどで避難支援体制づくりの説明会等を開催するなど、地域での個別避難計画作成を支援した。 優先度の高い方の個別避難計画の作成を、秋田市社会福祉協議会に委託して実施した、優先度の高い方の個別避難計画の作成に活用するため、秋田市要援護者支援システムスタンドアロン版を市社協に設置した。 <u>7月豪雨、9月大雨の被災者支援のため、秋田市地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、市の関係課所室からなる復興支援チームと連携しながら、戸別訪問や地域でのサロン開催などを通じ、地域団体などとも協力しながら被災者一人ひとりの復興支援に取り組んでいる。</u>

## 【参考】

## 2 個別避難計画（個別避難支援プラン）

自主避難が困難が高齢者や障がい者などのうち、希望者を避難支援対象者名簿に登録し、市から地域の町内会長や民生委員等に名簿を提供しており、その名簿を元に、一人ひとりの避難計画である個別避難支援プランの作成を地域に働きかけている。

秋田市再犯防止推進計画の令和 5 年度取組状況  
および令和 6 年度取組予定について

1 全体の進捗状況

秋田市再犯防止推進計画における、令和 5 年度取組状況および令和 5 年度取組予定を取りまとめました。

そのうち、令和 4 年度取組状況については、自己評価 A が 53.6%、B が 39.3% となり、その結果 A と B の合計割合が 92.9% と多数の項目で一定の成果を上げている評価となったことから、概ね順調に進捗したものと捉えております。

また、令和 6 年度についても、引き続き、各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和 4 年度取組状況（参考）		令和 5 年度取組状況	
	項目数	割合(%)	項目数	割合(%)
A	13	56.5	15	53.6
B	8	34.8	11	39.3
C	0	0	0	0
※	2	8.7	2	7.1
計	23	100.0	28	100.0

（注）割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	コロナ対策等のため、事業の中止や縮小をし、代替の取組もやむを得ない事情で実施できなかった、など

## 別添資料

- 1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和4年度取組状況および令和5年度取組予定」について（一覧）

全22ページ

- 2 主な取組指標に関する実績（一覧）

全2ページ

番号	取組	取組内容	所管課	令和5年度取組予定	令和5年度の取組状況	自己評価	令和6年度取組予定
1-(1)-①	保護観察対象者の雇用	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。	人事課	安定した就労先と職業体験の機会を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。	実績なし	※	安定した就労先と職業体験の機会を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。
1-(1)-②	協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。	契約課	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象優遇措置を継続する。	建設工事の入札参加資格審査において、協力雇用主に対する等級格付の加点対象優遇措置を実施した。	B	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象優遇措置を継続する。
1-(1)-③	協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。	契約課	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象優遇措置を継続する。	秋田市総合評価落札方式で落札者決定において、協力雇用主に対する加点対象優遇措置を実施した。	B	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象優遇措置を継続する。
1-(1)-④	雇用促進、労働相談	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。	企業立地雇用課	引き続き、ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。	最新のハローワーク求人情報を提供するため、毎日更新を行った。	A	引き続き、ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。
1-(1)-⑤	生活困窮者等就職困難者への就労支援	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。	福祉総務課、保護第一課、保護第二課	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながらきめ細かな支援を実施する。 （福祉総務課、保護第一課、保護第二課）	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながら支援を実施した。就労自立促進事業のべ参加者数（福祉総務課）7人（保護第一課、保護第二課）91人うち、のべ新規就労者数（福祉総務課）5人（保護第一課、保護第二課）59人	A	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながらきめ細かな支援を実施する。 （福祉総務課、保護第一課、保護第二課）
1-(2)-①	市営住宅への公平な入居機会の確保	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。	住宅整備課	更生保護施設や自立準備ホームから退所する者が市営住宅への入居を希望した際には、公営住宅法に基づく公平な入居に関する他都市の取組状況や課題などについて、引き続き調査を行う。	更生保護施設や自立準備ホームからの退所者で市営住宅への入居を希望する者がいなかった。	※	更生保護施設や自立準備ホームから退所する者が市営住宅への入居を希望した際には、公営住宅法に基づく公平な入居に関する他都市の取組状況や課題などについて、引き続き調査を行う。
1-(2)-②	セーフティネット住宅の登録促進	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。	住宅整備課	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が促進されるよう、引き続き制度の周知に努めていく。	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が促進されるよう、住宅整備課窓口によりリーフレット設置および秋田市ホームページ上での情報提供により、制度の周知に努めた。	A	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が促進されるよう、引き続き制度の周知に努めていく。
1-(2)-③	住居確保給付金の支給	離職等から2年以内又はやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した者に対して、住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行う。	福祉総務課	住居確保給付金の受給者に対して、早期の就職又は転職等による増収に向けた支援を実施していく。	住居確保給付金の受給者に対して、早期の就職又は転職等による増収に向けた支援を実施した。住居確保給付金受給者（32人）のうち、就労開始者および増収者（13人）の割合：40%	B	住居確保給付金の受給者に対して、早期の就職又は転職等による増収に向けた支援を実施していく。

番号	取組	取組内容	所管課	令和5年度取組予定	令和5年度の取組状況	自己評価	令和6年度取組予定
2-(1)-①	福祉保健サービスの提供	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けられることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。	障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課	犯罪歴のある障がい児・者が、個々の状態に応じた障害福祉サービスを受けられるよう、適切な相談・支援を実施する。 (障がい福祉課) 犯罪を犯した高齢者が福祉サービスを公平に利用できるよう、適切な相談・支援を実施する。 (長寿福祉課) 要介護認定やサービス利用について相談等があれば、制度や手続の説明を行うほか、適切な窓口の案内などを行い、随時対応する。 (介護保険課)	既に障害福祉サービスを利用している者も含め、過去に犯罪歴があったり、更生保護施設等に入っていた障がい児・者の生活や支援について、本人、家族および支援団体等から相談を受けた(15名)。そのうち、3名については、新たに障害福祉サービスの利用を開始し、その他の者についても、個々の要望等に応じた支援につなげることができた。(障がい福祉課) 犯罪を犯した高齢者が福祉サービスを公平に利用できるよう、適切な相談・支援を実施した。(長寿福祉課)	B	犯罪歴のある障がい児・者が、個々の状態に応じた障害福祉サービスを受けられるよう、適切な相談・支援を実施する。 (障がい福祉課) 犯罪を犯した高齢者が福祉サービスを公平に利用できるよう、適切な相談・支援を実施する。(長寿福祉課) 要介護認定やサービス利用について相談等があれば、制度や手続の説明を行うほか、適切な窓口の案内などを行い、随時対応する。 (介護保険課)
2-(1)-②	精神保健福祉に関する相談	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。	健康管理課	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施した。	A	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。
2-(1)-③	地域福祉計画との整合	地域福祉計画の改定に際して、犯罪をした者等のうち、高齢者や障がい者等に関する支援を盛り込む。また、地域福祉計画の取組にある、高齢者や障がい者等に対する見守り支援との連携を図る。	福祉総務課	他都市の地域福祉計画との連携状況を調査する。また、随時、秋田市再犯防止推進計画を周知する。	他都市の地域福祉計画との連携状況を調査した。また、随時、秋田市再犯防止推進計画を周知した。	B	他都市の地域福祉計画との連携状況を調査する。また、随時、秋田市再犯防止推進計画を周知する。
2-(2)-①	薬物乱用防止教育	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。	学校教育課	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。	県主催の出席講座の案内や、国で作成している薬物乱用防止に関するパンフレットを配布するなど、各校に情報提供を行った。	B	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。
2-(2)-②	精神保健福祉に関する相談※再掲	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。	健康管理課	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施した。	A	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。
3-(1)-①	スクールカウンセラーの配置	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。 【県事業】	学校教育課	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	各中学校に20名(延べ26名)のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(1)-②	広域カウンセラーの派遣	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。 【県事業】	学校教育課	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談活動の充実を図った。 小学校29校で、242件の活用があった。	A	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。
3-(1)-③	心のふれあい相談会	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	学校教育課	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	「心のふれあい相談会」を、7月と12月に秋田市教育研究所を会場に開催した。	A	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。
3-(2)-①	少年の健全育成および非行防止	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。	子ども未来センター・少年指導センター	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組んだほか、専任の相談員による相談に応じた。	B	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。

番号	取組	取組内容	所管課	令和5年度取組予定	令和5年度の取組状況	自己評価	令和6年度取組予定
3-(2)-②	いじめ防止	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布する。また、保護者や教員を対象に外部の専門家を講師とした講演会を開催する。	学校教育課	「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校等の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布する。専門家を講師として、教員を対象にしたいじめ防止対応等研修会を実施する。	「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校等の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布した。 専門家を講師として、教員を対象にいじめ防止対応等研修会を実施した。	A	児童生徒用、保護者用の2種類の「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校等の全家庭に配布する。専門家を講師として、教員を対象にしたいじめ防止対応等研修会を実施する。
3-(2)-③	薬物乱用防止教育※再掲	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】	学校教育課	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。	県主催の出席講座の案内や、国で作成している薬物乱用防止に関するパンフレットを配布するなど、各校に情報提供を行った。	B	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。
3-(2)-④	スクールカウンセラーの配置※再掲	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】	学校教育課	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	各中学校に20名（延べ26名）のスクールカウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図った。	A	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
3-(2)-⑤	広域カウンセラーの派遣※再掲	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る【県事業】	学校教育課	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談活動の充実を図った。 小学校29校で、242件の活用があった。	A	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。
3-(2)-⑥	心のふれあい相談会※再掲	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	学校教育課	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	「心のふれあい相談会」を、7月と12月に秋田市教育研究所を会場に開催した。	A	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。
4-(1)-①	更生支援に関する相談・取次ぎ等	矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。	福祉総務課	秋田刑務所と連携し市民ホールにて刑務所作業の製品を展示し刑務作業の重要性と更生支援についてPRする。	秋田刑務所と連携し市民ホールにて刑務所作業の製品を展示し刑務作業の重要性と更生支援についてPRした。	B	秋田刑務所と連携し市民ホールにて刑務所作業の製品を展示し刑務作業の重要性と更生支援についてPRする。
4-(1)-②	地域や警察機関等と連携した防犯活動	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。	生活総務課	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付した。	A	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。
4-(1)-③	保護司会等の活動支援	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に關して、補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。	福祉総務課、子ども未来センター・少年指導センター	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司への就任を促進する機会を提供する。	保護司会へ補助金を交付した。	B	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司への就任を促進する機会を提供する。

番号	取組	取組内容	所管課	令和5年度取組予定	令和5年度の取組状況	自己評価	令和6年度取組予定
4-(1)-④	子どもの安全対策	多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。 ・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を開催し、市防犯協会や各警察、市PTA連合会、市小中学校長会などの関係機関と連携 ・学校敷地内における不審者に対する警戒と侵入を防止するため、全市立小学校に警備員を配置 ・学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア（スクールガード）の養成講習会を開催 ・「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起	学事課	「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起を行うほか、児童生徒が見守る体制づくりのため、学校、地域、警察、防犯協会等と連携し、安全確保の充実に努めます。	「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起を行ったほか、児童生徒が安心して登下校できるよう、スクールガード（安全ボランティア）を養成するため、地域の住民、保護者および教職員を対象に養成講習会を開催した。	A	「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起を行うほか、児童生徒が安心して登下校できるよう、スクールガード（安全ボランティア）を養成するため、地域の住民、保護者および教職員を対象に養成講習会を開催する。
4-(2)-①	社会を明るくする運動への支援	再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。	子ども未来センター・少年指導センター	7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置する他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行う。	7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置した他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行った。	B	7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置する他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行う。
4-(2)-②	犯罪被害者等への支援	・犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置し、一元化を図る。 ・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。	市民相談センター	・窓口の一元化や各種支援施策等について、広報あきたやホームページ、公式SNS等で周知する。 ・犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた啓発活動により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図る。	犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、広報あきた・ラジオ、ホームページや公式SNSを活用した情報発信と啓発用ポケットティッシュの配布により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図った。 また、犯罪被害者等支援対応担当職員を対象に研修を実施した。	A	・窓口の一元化や各種支援施策等について、広報あきたやホームページ、公式SNS等で周知する。 ・犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた啓発活動により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図る。

15 53.6%  
11 39.3%  
0 0.0%  
2 7.1%  
28

## 成年後見制度利用促進基本計画の令和5年度までの取組状況および令和6年度取組予定

※令和6年度の目標値について、成年後見制度利用促進基本計画を含む新たな地域福祉計画が策定できなかったことから、目標値なしとしている。なお、実際の取組にあたっては、令和5年度と同様の活動を行うものとする。

基本目標	施策大分類	施策小分類	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定	自己評価
1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり	指標	協議会の開催回数	【目標値】 2回 【実績値】 2回	【目標値】 2回 【実績値】 2回	【目標値※】 -	A
		中核機関の相談受付件数	【目標値】 300件 【実績値】 1,583件	【目標値】 315件 【実績値】 1,479件	【目標値※】 -	
		中核機関の支援件数	【目標値】 100件 【実績値】 662件 (33人)	【目標値】 105件 【実績値】 524件 (38人)	【目標値※】 -	
	1 地域連携ネットワークの構築	(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	・秋田市権利擁護センターを運営した。(秋田市社会福祉協会への業務委託) ・法律・福祉の専門職団体や相談支援機関、地域関係団体等13団体により構成される協議会を令和4年4月設置した。 ・協議会を年2回開催し、今後の取組についての意見交換を行った。	・秋田市権利擁護センターを運営した。(秋田市社会福祉協会への業務委託) ・秋田市権利擁護センターの職員を1名増員、4名とし、相談件数増に対応した。 ・協議会を年2回開催し、今後の取組についての意見交換を行った。	・秋田市権利擁護センターを引き続き運営する。(秋田市社会福祉協会への業務委託) ・協議会を年2回開催し、今後の取組についての意見交換を行う。	-
		(2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備				
		(3) 「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営				
	2 利用者の把握と早期発見・早期対応	(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	・成年後見制度および秋田市権利擁護センターの周知を図るため、ホームページや広報あきた等への掲載のほか、令和4年7月と令和5年2月開催の市民向け成年後見セミナーおよび団体向けの出前講座を15回開催した。	・成年後見制度および秋田市権利擁護センターの周知を図るため、ホームページや広報あきた等への掲載のほか、令和6年2月に市民向け成年後見セミナーおよび団体向けの出前講座を14回開催した。 ・関係機関の共通理解を図るため、共通相談票(案)を作成した。 ・任意後見制度について、効果的な周知方法の検討を行った。	・成年後見制度および秋田市権利擁護センターの周知を図るため、ホームページや広報あきた等への掲載のほか、市民向け成年後見セミナーおよび団体向けの出前講座を開催する。 ・関係機関の共通理解を図るため作成した共通相談票の仮運用を行う。 ・任意後見制度について、効果的な周知方法について、検討を引き続き行う。	-
		(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備				

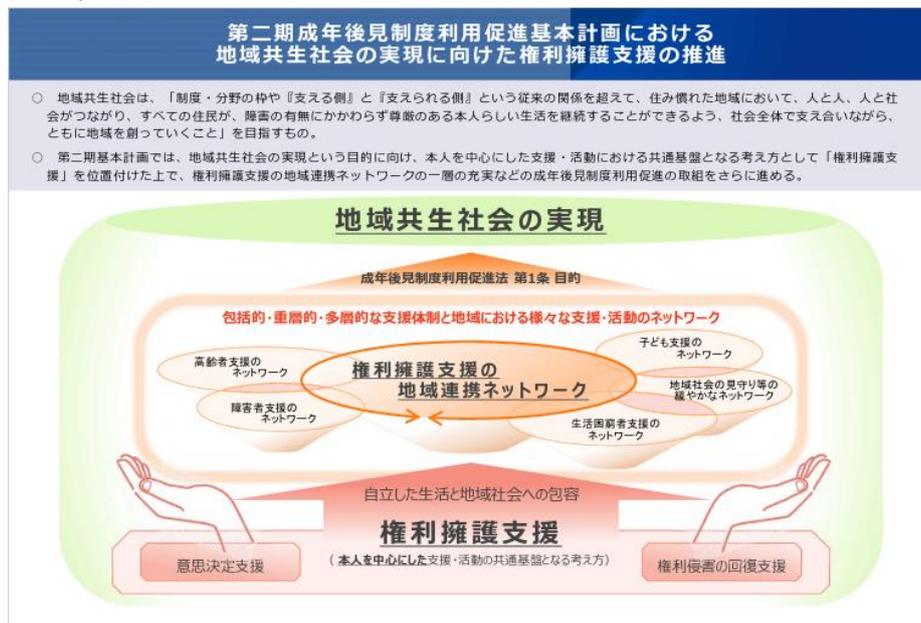
基本目標	施策大分類	施策小分類	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定	自己評価
2 利用者が実感できる制度運用	指標	後見等市長申立件数	【目標値】18件 【実績値】13件(長寿9件、障がい4件)	【目標値】19件 【実績値】14件(長寿9件、障がい5件)	【目標値※】－	B
		市長申立て報酬助成件数	【目標値】28件 【実績値】11件(長寿10件、障がい1件)	【目標値】33件 【実績値】15件(長寿11件、障がい4件)	【目標値※】－	
		市長申立て以外報酬助成件数	【目標値】28件 【実績値】18件(長寿13件、障がい5件)	【目標値】33件 【実績値】28件(長寿16件、障がい12件)	【目標値※】－	
	3 利用者本人の意思決定支援および身上保護の実施	(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備	・令和4年7月に秋田家庭裁判所と適切な後見人候補者のイメージ共有、連絡体制等について意見交換を行った。 ・令和5年1月に後見人受任団体から、後見人候補者の推薦についての意見を聴取した。	・令和5年7月に適切な後見人候補者を選任できる具体的な仕組みづくりについて、秋田家庭裁判所と意見交換を行った。 ・令和5年10月の第1回成年後見制度利用促進協議会において、後見人候補者の職種の制定方法について検討を行った。	・適切な後見人候補者を選任できる具体的な仕組みづくりについて、秋田家庭裁判所および後見人受任団体とそれぞれ引き続き検討を行う。	－
		4 後見人の選任における配慮	(1) 家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備			
	5 後見制度と他のサービスの一体的提供	(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	・秋田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から成年後見制度に6件移行した。	・秋田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から成年後見制度に1件移行した。	・秋田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業からの移行が望ましいケースについては、スムーズに成年後見制度に移行させる。	－
		(2) 成年後見制度利用支援事業	・成年後見等が必要な者について、適宜市長申立てを行ったほか、資力がない者の後見人等に対する報酬助成を行った。	・成年後見等が必要な者について、適宜市長申立てを行ったほか、資力がない者の後見人等に対する報酬助成を行った。 ・報酬助成対象者について監督人を含めるなどの見直しを検討した。	・成年後見等が必要な者について、適宜市長申立てを行うほか、資力がない者の後見人等に対する報酬助成を行う。 ・報酬助成対象者について監督人を含めるなどの見直しを引き続き検討する。	－

基本目標	施策大分類	施策小分類	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定	自己評価
3 制度理解と不正防止の仕組みの構築	指標	成年後見制度に関する市民向け講演会の実施回数	【目標値】 2回 【実績値】 2回	【目標値】 2回 【実績値】 2回	【目標値※】 —	B
		市民意識調査における成年後見制度の認知度（内容を含め知っている人の割合）	【目標値】 70.0% 【実績値】 42.3%	【目標値】 — 当該調査は5年ごとに実施している。次回調査は令和9年度となる。	【目標値】 —	
	6 後見人制度の理解の促進	(1) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解	・広報あきた、市民向け成年後見セミナーおよび団体向けの出前講座などにより、成年後見制度の理解を図った。	・広報あきた、市民向け成年後見セミナーおよび団体向けの出前講座などにより、成年後見制度の理解を図った。	・広報あきた、市民向け成年後見セミナーおよび団体向けの出前講座などにより、成年後見制度の理解を図る。	—
	7 関係機関の連携による不正防止への取組	(1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止	・年2回の協議会を通じて、地域連携ネットワークの連携促進を図った。 ・秋田市権利擁護センターにおいて、後見人からの相談に対応するなど、後見人に対する支援を行った。	・年2回の協議会のほか、秋田市権利擁護センターが開催する利用支援検討会を通じて、引き続き地域連携ネットワークの連携促進を図った。 ・秋田市権利擁護センターにおいて、後見人からの相談に対応するなど、後見人に対する支援を行った。	・年2回の協議会のほか、秋田市権利擁護センターが開催する利用支援検討会を通じて、引き続き地域連携ネットワークの連携促進を図る。 ・秋田市権利擁護センターにおいて、後見人からの相談に対応するなど、後見人に対する支援を引き続き行う。	
	(2) 家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備	・不正発生時の連絡体制について、令和4年7月に秋田家庭裁判所と意見交換を行った。	・不正発生時の連絡体制について、令和5年7月に秋田家庭裁判所と意見交換を行った。	・不正発生時の連絡体制について、秋田家庭裁判所と引き続き意見交換を行う。		

## 「第 7 章 成年後見制度利用促進」について

### 1 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度 3 月策定）の概要について

#### (1) 基本的な考え方



#### (2) 自治体等が講ずべき施策

- ア 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
  - (ア) 成年後見制度等の見直しに向けた検討（成年後見人の柔軟な交代や報酬の在り方など）
  - (イ) 総合的な権利擁護支援策の充実（新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討）
- イ 尊厳のある本人らしい生活を維持するための成年後見制度の運用改善等
- ウ 権利擁護支援の地域支援ネットワークづくり
- エ 優先して取り組む事項
  - (ア) 任意後見制度の利用促進
  - (イ) 担い手の確保・育成等の推進
  - (ウ) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

### 2 本市の計画の見直しについて（別紙補足資料参照）

国では、市町村の役割として、「地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む」ほか、「市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援といった重要な役割を果たす」としている。

本市では、現計画からの継続性を保持しつつ、国の第二期計画で示された取組を行うため、以下の改正を行うこととしたい。

- (1) 地域福祉計画との一体化を踏まえた構成の変更  
計画策定の背景など、地域福祉計画全体と重複する部分を整理するとともに、項目名の記載方法等を改める。
- (2) 基本目標の統合（3項目→2項目）  
市町村の役割として、国が示す内容を踏まえ、現行の3項目の基本目標を「地域連携ネットワークづくりに関すること」と「成年後見制度の適切な運用に関すること」の2項目に整理する。
- (3) 国の第二期計画を踏まえた新たな取組内容
  - ア 中核機関のコーディネート機能の強化
  - イ 任意後見制度の利用促進
  - ウ 担い手の確保・育成等の推進

「第 7 章 成年後見制度利用促進」骨子案  
 - 現行の秋田市成年後見制度利用促進基本計画との比較 -

改正案	現行計画（令和 4 年 3 月策定）
<p><b>目標 1</b>  <b>権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり</b></p> <p><u>取組 1 地域連携ネットワークの構築</u></p> <p>(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応</p> <p>(2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備</p> <p><b>(3) 【新規】中核機関のコーディネート機能の強化</b></p> <p>(4) <u>権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対応体制の整備</u></p> <p>(5) 「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営</p>	<p><b>基本目標 1</b>  <b>権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり</b></p> <p><u>施策 1 地域連携ネットワークの構築</u></p> <p>(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応</p> <p>(2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備</p> <p>←（新規）</p> <p>←（施策 2 より）</p> <p>(3) 「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営</p> <p><u>施策 2 利用者の把握と早期発見・早期対応</u></p> <p>(1) <u>権利擁護支援の必要な人の発見・支援</u></p> <p>(2) <u>早期の段階からの相談・対応体制の整備</u></p>
<p><b>目標 2</b>  <b>尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用</b></p> <p><u>取組 2 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透</u></p> <p>(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備</p> <p>(2) <u>成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解</u></p> <p><u>取組 3 適切な後見人等の選任・交代の推進</u></p> <p>(1) 家庭裁判所が適切な後見人等の</p>	<p><b>基本目標 2</b>  <b>利用者がメリットを実感できる制度運用</b></p> <p><u>施策 3 利用者本人の意思決定支援および身上保護の実施</u></p> <p>(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備</p> <p>←（施策 6 より）</p> <p><u>施策 4 後見人の選任における配慮</u></p> <p>(1) 家庭裁判所が適切な後見人を選</p>

<p>選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備</p> <p><u>取組 4 関係機関の連携による不正防止の徹底</u></p> <p>(1) <u>地域連携ネットワークや後見人等を含むチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止</u></p> <p>取組 5 後見制度と他のサービスとの一体的提供</p> <p>(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行</p> <p>(2) 成年後見制度利用支援事業</p> <p><u>(3) 【新規】任意後見制度の利用促進</u></p> <p><u>取組 6 関係機関の連携による担い手の確保・育成等への取組</u></p> <p><u>(1) 【新規】担い手の確保・育成等の推進</u></p>	<p>任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備</p> <p>← (施策 7 より)</p> <p>施策 5 後見制度と他のサービスとの一体的提供</p> <p>(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行</p> <p>(2) 成年後見制度利用支援事業</p> <p>← (新規)</p> <p>← (新規)</p>
<p><b>目標 1、目標 2 に包含</b></p>	<p><b>基本目標 3</b></p> <p><b>制度理解と不正防止の仕組みの構築</b></p> <p><u>施策 6 後見人制度の理解の促進</u></p> <p>(1) <u>成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解</u></p> <p><u>施策 7 関係機関の連携による不正防止への取組</u></p> <p>(1) <u>地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止</u></p>

## 第5次秋田市地域福祉計画の策定について

社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、本市の福祉保健部門の基本計画に位置づけている標記計画について、策定を1年間延期しておりましたが、新たに7月豪雨災害への取組・課題、検証結果などを盛り込み策定しようとするものです。

### 1 第5次秋田市地域福祉計画の概要

#### 1 計画の概要

##### (1) 計画の構成

- ア 秋田市地域福祉計画 社会福祉法に基づく福祉部門の基本計画でイ、ウを包含
- イ 秋田市再犯防止推進計画 再犯防止推進法に基づき策定
- ウ 秋田市成年後見制度利用促進基本計画 成年後見制度利用促進法に基づく

##### (2) 計画期間 令和7年度から令和10年度までの4年間

##### (3) 計画の位置付け 総合計画のもと、本市の福祉保健部門の基本計画

##### (4) 策定体制 秋田市社会福祉審議会に諮問し、地域福祉専門分科会で審議

#### 2 法律により計画に定めるものとされている事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### 3 計画に盛り込む内容

##### (1) 基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、次の事項を土台に基本理念および基本目標を設定する。

- ア 目指す社会像の継承
- イ エイジフレンドリーシティの考え方の反映
- ウ 「公・共・私」の役割分担と絆づくり
- エ 災害時要援護者の支援体制、災害ケースマネジメントの考え方

##### (2) 施策体系（取組）

- ア 社会福祉法改正や厚生労働省の通知内容、豪雨災害検証委員会の検証結果など、現状と課題を踏まえて、今後、取り組んでいくべきことを基本目標として整理し、計画に盛り込む関連施策を体系的に検証し見直す。
- イ 計画の進行管理をやすくし、達成状況を市民に明確に示すために、可能な限り具体的で計画の達成度の判断が容易に行えるように目標を設定する。

##### (3) 重点事業

現在の、重点事業1「包括的支援体制の整備」、重点事業2「災害に備えた支え合いの地域づくり」を踏まえ見直しや整理を行うこととする。

## 2 策定スケジュール（詳細別紙）

時 期	内 容	
令和6年	7月	地域支え合いセンターからの聞き取り・分析 被災した地域の関連機関や施設などからの聞き取り
	8月	第1回地域福祉専門分科会（現行計画評価、改訂概要）
	10月	計画素案作成し、専門分科会委員から意見聴取（郵送） 地域福祉推進関係者意見交換会（意見聴取） 関係団体ヒアリング（意見聴取）
	11月	第2回地域福祉専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和7年	2月	第3回地域福祉専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 計画策定・公表

## 3 第5次秋田市地域福祉計画の構成案

<b>第1章 策定の趣旨</b>
策定の前提となる考え方を提示 ○策定の背景 ○計画の位置づけ ○計画期間 ○策定体制
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b>
市民意識調査結果や各種資料等により、現状分析、課題の整理
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>
現状と課題を踏まえ、基本的な考え方を提示 ○基本理念 ○基本目標 ○取組の基本原則 ○施策体系
<b>第4章 計画の取組</b>
施策体系に沿って、各施策の目標、取組の方向性を提示
<b>第5章 重点事業</b>
地域福祉活動の実践をめざす先導的取組として、現行計画重点事業を中心に取組の方法を明示
<b>第6章 再犯防止推進</b>
再犯防止推進計画の次期計画を包含
<b>第7章 成年後見制度利用促進</b>
成年後見制度利用促進基本計画の次期計画を包含
<b>第8章 計画の推進体制</b>
計画の推進、進行管理の方法を提示

## 4 策定延期により、地域福祉計画に新たに盛り込む事項

- (1) 豪雨災害検証委員会における福祉部門の課題に係る検証結果【資料6】
- (2) 災害ケースマネジメントの考え方【資料7】
- (3) 関係機関からの意見等【資料8】

## 第5次秋田市地域福祉計画策定までのスケジュール

年	月	議会	計画策定段階	市民	福祉事業等関係者等	社会福祉審議会	地域福祉推進等庁内連絡会	
R 5	1月		ニーズの把握 (現状分析)	12/27～1/13 市民意識調査				
	2月							
	3月	定例会					3/29 地域福祉分科会③ (策定方針決定)	
R 5	4月							
	5月						5/29 全体会① (諮問)	
	6月	定例会						
	7月						地域福祉分科会 (策定作業の実施計画を審議)	
※策定を1年間延期								
R 6	6月	定例会			豪雨災害の検証			
	7月		課題の明確化					
	8月				関係団体ヒアリング	地域福祉分科会① (策定作業の実施計画を審議)		
	9月						関係部局へ 事業の照会	
	9月					地域福祉分科会② (素案審議)		
	10月			地域福祉推進関係者 意見交換会		分科会委員 (素案への意見聴取)		
	11月		政策・施策 事業案作成			地域福祉分科会③ (原案審議)	連絡会 (原案への意見聴取)	
	12月	定例会		パブリックコメント 説明会				
R 6	1月							
	2月					地域福祉分科会④ (成案審議) 全体会② (答申)		
	3月	定例会	計画策定					
	4月～		施策の実施 進捗管理					

※市議会（厚生委員会）に対して、定例会において適宜報告等を行う。

## 令和 5 年 7 月豪雨災害対応検証委員会の検証結果について

## 1 検証委員会について

## (1) 主旨

- ・豪雨災害への市の対応を検証し、課題の整理や改善策等を検討し、検証事項を秋田市地域防災計画等の計画や各種マニュアルに反映し、今後の災害に備える。

## (2) 検証方法

- ・全庁的な検証委員会を設置し、5分野（組織・体制、被害調査、情報、避難所、治水）を、分科会や各部局の部会で検討
- ・全庁的に課題集約を行い、各分科会や部会で検証を実施し、検証委員会（全体会）で検討結果を明らかにし、各分会や部会で検証結果をまとめた。
- ・検討結果に基づき、地域防災計画をはじめとする各種計画やマニュアル等に反映させる。

## 2 福祉保健部関連項目（詳細は資料のとおり）

## (1) 短期項目（令和 5 年 1 2 月までに結論）

- ・No. 4 （被災者支援）災害ケースマネジメント

## (2) 中期項目（令和 6 年 8 月までに結論）

- ・No. 32 （被災者支援）災害ボランティアセンターの運営支援
- ・No. 33 （被災者支援）要援護者への対応
- ・No. 34 （被災者支援）見守り対象者の安否確認
- ・No. 36 （被災者支援）在宅被災者の健康状態等の把握 ※主は保健所
- ・No. 39 （被災者支援）生活必需品の給与

## (3) 長期項目（数年かけて結論）

- ・No. 41 （避難所開設・運営）避難者への医療支援等 ※主は市民生活部

## 3 地域福祉計画等への反映について

検証項目No. 4「災害ケースマネジメント」について、地域福祉計画に反映させる（資料6で説明）とともに、その他の項目についても、地域福祉計画や「災害時要援護者の避難支援プラン（重点事業2を具体化した計画）」、各種マニュアルなどに反映させることとする。

検証項目の地域防災計画等への反映について（福祉保健部）

1 短期項目（令和5年12月までに結論）

No	検証項目		現状と課題	検討結果と修正する計画等
4	被災者支援	災害ケースマネジメント	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ケースマネジメントの考え方が必要</li> <li>・復興支援チームと地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制を強化</li> <li>・市職員によるニーズ調査（戸別訪問等）を実施し</li> <li>・要望があった場合、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応</li> </ul> <p><b>【課題・問題点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化 被災者の自律、生活再建に向けて継続的支援が必要</li> <li>2 調査データの活用 既存データを活用し、市と市社協の調査状況を基に支援が必要な被災者をグループ分けして課題を特定</li> <li>3 継続支援が必要な被災者の優先順位づけ             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 応急修理、基礎支援金、加算支援金が未申請の世帯</li> <li>② 単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯</li> <li>③ NPO団体が把握する世帯、一般世帯</li> <li>④ 一時対応世帯</li> </ol> </li> <li>4 関係団体等との連携 連携団体への協力依頼と協議の場の設置</li> </ol>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援チームと地域支え合いセンターの連携により、被災者一人ひとりの課題解決に継続的に取り組む。</li> <li>・被災者情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。</li> <li>・地域支え合いセンターの相談員のほか、より多くの団体に協力を依頼するほか、連携団体との協議や支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ケースマネジメントの特徴は、被災者の課題が解決するまで継続的に寄りそった支援を行うことにある。被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、適切な支援策へのつなぎを繰り返し実施する。</li> <li>2 被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、連携団体についても段階に応じて発展・拡充していくことが必要となる。</li> </ol> <p>このため、被災後約1年となる令和6年6月に活動の検証・分析を行い、その結果を基に被災者支援の仕組みの整備等について、地域防災計画および地域福祉計画に反映させる。</p>

2 中期項目（令和6年8月までに検討）

No	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
32	被災者支援 災害ボランティアセンターの運営支援	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営にあたっては、秋田県社会福祉協議会が他都市の社会福祉協議会からの職員派遣について調整を行い、発災後約2週間程度で応援職員が派遣され、同センターの運営の支援が実施された。</li> <li>・応援職員の支援により、ボランティア進捗管理等をマンパワーで行った。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>1 災害ボランティアセンター運営の人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他社協からの応援態勢が整うまでの一週間以上の間も災害ボランティア対応が求められる。</li> <li>・運営にあたり、約1か月半の間、福祉保健部応で1日あたり3～5名の応援職員を派遣したが、十分ではなく、ニーズ調査などの本格実施に時間がかかるなど、人手不足の影響が見られた。</li> </ul> <p>2 災害ボランティアの進捗管理</p> <p>紙ベースで災害ボランティアの進捗を管理していたが、集計・整理に時間と人員が相当数必要とされ、進捗管理の遅れのみならず、ニーズ調査など他の業務への影響が発生していた。</p>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターへの市社協以外からの応援職員動員について事前に関連団体と協議し、人員を確保する。</li> <li>・ICTを継続運用して進捗管理を効率化する。</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援については、秋田市地域防災計画に盛り込むこととする。</li> <li>・併せて秋田市社会福祉協議会が作成する「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に反映させる。</li> </ul>

No	検証項目		現状と課題	検討結果と反映させる計画等
33	被災者 支援	要援護者への対 応	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員等と協力し、安否確認を行うこととしているが、民生委員・児童委員による安否確認にとどまった。</li> <li>・市(福祉班)では民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など状況調査を実施するとともに保健・福祉サービスの情報を随時提供することとしているが、避難所の要援護者の対応に追われ早期実施に至らなかった。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>1 要配慮者に係る状況把握の早期実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員自身が被災し、すぐの対応が困難な地区が存在</li> <li>・複数の地域包括支援センターで、被災した包括への支援体制について予め定めていなかった。</li> <li>・要援護者が利用する事業所などが被災し、事業所による安否確認を行えないことがあるほか、在宅や各種制度等を利用していない要援護者について状況把握の手段がなく困難であった。</li> </ul> <p>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者支援のためのチーム編成について、その具体的な手法等が定められていなかった。</li> <li>・避難所に避難した障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援等が不足していた。</li> </ul>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市民生児童委員協議会における災害時における民生委員活動のあり方等についての協議を依頼した。あわせて、災害時における支援活動のあり方などについては、地域の民生委員に限らず、自主防災組織や町内会等でも平常時から検討し、整備してもらうため、市(福祉班)のこれまでの取組に加え、防災安全対策課や各市民サービスセンターが、自主防災組織連絡協議会、地域福祉推進関係者連絡協議会および地域活動座談会などにおいて、要援護者の状況把握の実施について働きかける。</li> <li>・居宅介護支援事業者へ担当の在宅要介護者の安否確認等の協力を依頼。</li> <li>・地域包括支援センター自体が被災した場合に備え、運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討する機会を定期的に設けることとした</li> <li>・民生・児童委員・ホームヘルパーなどからなるチームによる活動について事前整理し、災害当初からの活動の体制をつくる。</li> <li>・避難所の支援の流れについて、関係機関との調整を行う。</li> <li>・地域包括支援センターの運営法人ごとの支援のあり方や居宅介護支援事業所との協力体制について、包括運営協議会等で検討</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市地域防災計画</li> <li>・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン</li> </ul>

No	検証項目		現状と課題	検討結果と反映させる計画等
34	被災者 支援	見守り対象者の 安否確認	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における見守り対象者の安否確認について、民生委員に協力を依頼し実施したが、民生委員自身が被災し、すぐに対応することが困難であった地区があり、市職員が現地に行き確認するなどの対応をしたため時間を要した。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>1 秋田市の災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における見守り対象者の安否確認については、令和3年8月の大雨災害において民生委員が見守り活動中に死亡したケースを受け、全国民生委員児童委員連合会は「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を改訂し、あらためて災害時は民生委員自らの安全確保がなにより重要であることを明確にしており、災害時における民生委員活動について検証が必要である。</li> </ul>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民生児童委員協議会常任理事会に災害時の民生委員活動のあり方等の検討について協議を依頼した。</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <p>災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等を定める。</p>

No	検証項目		現状と課題	検討結果と反映させる計画等
36	被災者 支援	在宅被災者の健康状態等の把握	<p><b>【現状】</b>  (災害時保健活動マニュアル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェーズ1(災害発生後72時間)に健康相談が必要な対象者の把握として、市民生活班と連携、避難所や避難者からの情報、保健衛生班内からの情報、福祉班かからの情報収集を想定している。</li> <li>(令和5年度の豪雨災害時)</li> <li>・家屋調査やボランティア活動をととして健康相談のチラシを配布し、電話で健康相談の対応をした(発災時から7日目より)。</li> <li>・被害が大きい地区を限定して健康調査を実施し、必要な保健指導を実施した(発災時から18日目から4日間)。</li> <li>・近所からの電話相談で自主避難者を把握(発災時から7日目)。</li> <li>・福祉班は、地区の民生委員・児童委員をととして、在宅被災者の情報収集を行った。また、地域包括支援センターに健康に関する対応について情報提供した。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅被災者の健康調査について、時期、対象、人員の確保等、具体的な活動のマニュアルを作成していなかった。</li> <li>2 福祉保健部(福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課)等と情報共有する連携体制がない。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅被災者の健康状態の把握に関するマニュアルを作成する。</li> <li>・保健所と福祉保健部との情報共有体制</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアルを作成し、既存の災害時保健活動マニュアルに入れ込む。</li> </ul>

No	検証項目		現状と課題	検討結果と反映させる計画等
39	被災者 支援	生活必需品の給 与	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により、住家が全壊、半壊、床上浸水となり、生活上必要な被服や日用品等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物で支給した。</li> <li>・災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市までの輸送は、県とイオン東北株式会社が締結している「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」に基づき県が行い、被災者に対する支給は市が行う。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品の支給までに時間を要した。また、対象者への制度周知が不十分だった。</li> <li>2 災害救助法が適用されない場合は、市が給与物資の確保を行う必要があることから、既に締結している民間団体等との協定を活用し、物資の確保等を行う必要があるとともに、実施条件および限度額をあらかじめ整理する必要がある。</li> </ol>	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に生活必需品の単価等の設定を県に依頼する。</li> <li>・救助法が適用されない場合でも、民間団体との協定を活用して市独自で支給する。</li> </ul> <p>【修正する計画等】</p> <p>以下の内容を地域防災計画に反映することとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後に速やかに制度周知、申請受付を行うため、物資の輸送を担当している総務班には、周知のチラシや申請書等の書類を避難所へ搬送の協力を依頼するとともに、避難所における被災者の生活必需品にかかるニーズ調査は、避難所を運営する市民生活班に協力を依頼する。</li> <li>・制度周知に当たっては、市ホームページやSNSとともに、必要に応じてマスメディアを通じた周知・呼びかけを行うこととする。</li> <li>・申請受付および物資の支給拠点は避難所を原則とし、在宅避難者に対しても、生活必需品が必要な場合は、避難所にて手続きを行うよう周知する。ただし、局所的な災害等で避難所が開設されない、または、極めて短時間で避難所が閉鎖された場合には、民生委員や町内会の協力も得ながら、申請受付、物資の支給等を行っていく。</li> <li>・災害規模によってボランティアが被災地に入ることが難しいケースもあり、発災直後にボランティアへの協力を求めることは困難と考えるため、発災直後の被災者への支給は、総務班および市民生活班に協力を依頼し、迅速に支給可能な体制とする。</li> <li>・発災時に迅速に対応出来るよう、令和5年7月豪雨の経験を踏まえ、生活必需品の給与等にかかる周知、申請、支給等に関する手順のマニュアル化を行う。</li> </ul>

3 長期項目（数年かけて検討）

No	検証項目	現状および課題	検討結果と反映させる計画等
41	避難所 開設・運 営  避難者への医療 支援等	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療支援が必要な避難者があり、運営職員のみでは対応困難</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の中には、医療や介助等が必要な避難者も多く、市民生活部職員だけでは対応困難なケースがあった。被災した医療機関に受け入れしてもらえなかった市民が、警察に保護されて避難してきた例もあった。</li> <li>・避難者の中には、食事に配慮の必要な糖尿病の罹患者が多かった。</li> <li>・避難所運営に多くの人員を配置せざるを得なかったため、市民生活班で避難者のニーズ把握が出来ず、関係者で構成する支援チームを急遽編成し、対応にあたった。</li> <li>・集団生活が困難な避難者（配慮が必要と判断したかた）については、すべての避難所において、避難所内の個室（福祉避難室）を提供するなどの対応が必要であるが、一部の避難所のみでの対応となったことに加え、要配慮者に対応する福祉避難所の開設が必要ではなかったのか検証する必要がある。</li> </ul>	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉班・保健衛生班・住宅整備班等の関係班が避難所開設後速やかに活動開始できるよう職員の編成などを準備する。</li> <li>・福祉避難所を含めた要配慮者への対応のあり方を協議</li> </ul> <p>【修正する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設・運営マニュアル【運営編】5頁 「2避難者名簿の作成と報告(3)避難者名簿の管理」</li> <li>○避難所開設・運営マニュアル【様式】様式1～様式3（別添） 医療的な支援が必要な対象者や物資等を、市民生活班、保健衛生班、災害対策本部が速やかに把握し対応するため、健康に関する項目を追加する。</li> <li>○避難所開設・運営マニュアル【運営編】13頁 「9 要配慮者等への対応」、「15仮設住宅への移住など」に、避難所におけるニーズ把握について追記する。</li> <li>○地域防災計画</li> </ul>

## 「災害ケースマネジメント」と地域支え合いセンターについて

### 1 災害ケースマネジメントとは

- ・内閣府で、防災基本計画に位置づけ、自治体の取組みを推奨している考え方
- ・被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組（内閣府（防災担当）令和5年3月作成「災害ケースマネジメント実施の手引き」より）
- ・申請ベースの各種支援メニューを用意する従来の支援と異なり、被災者自身の生活再建のプロセスを、本人の意思を尊重しながら伴走型で支援するもの
- ・発災後、災害ボランティアセンターが設置されるが、ボランティア活動による復旧が一段落したところ 被災者ごとにきめ細やかな支援ができるよう復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し継続的に実施する。

### 2 地域支え合いセンターについて

#### (1) 経緯

- ・昨年の豪雨災害において様々な支援制度が用意されたが、高齢者や障がい者などで制度にアクセスできない世帯や越冬、健康などに不安を持つ世帯が見られた。
- ・そうした世帯に向けて「災害ケースマネジメント」を実施するため、11月1日に部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制の強化を図った。
- ・現在でも、制度利用や悩み相談のために戸別訪問や地域サロン開催を実施しているほか、週1回復興支援チームや関係機関との情報交換やケース会議を行うため打ち合わせを実施している。

#### (2) 目的

- ア 被災者の自立・生活再建の早期実現
- イ 支援制度に関する情報が届いていない被災者に対する支援漏れの防止
- ウ 災害関連死の防止
- エ 地域社会の活力維持への貢献

### (3) 機能と活動内容

#### ア アウトリーチ（戸別訪問や相談等）による状況把握

被災者への戸別訪問や相談対応などのアウトリーチにより、支援が必要な被災者の課題の把握を行う。被災者戸別訪問や地域ごとにサロン（お茶っこ会）実施

#### イ ケース会議による支援方針の検討

被災者支援の関係部局や支援機関と被災者一人ひとりの課題に応じた支援について検討するケース会議を実施する。復興支援チームや関係機関との定例打合せ

#### ウ 適切な支援策へのつなぎ

被災者の自立・生活再建に向けて、アウトリーチによる状況把握やケース会議による支援策の検討を継続し、適切な支援策につなげる。市の関係部局や地域包括支援センターなどの関係機関などの支援制度につなぐ

### (4) 実績（令和6年8月12日現在）

#### ア 訪問等による支援ニーズ調査（市調査で要望があった世帯に昨年度対応）

訪問 件数	架電 件数	要望あり（複数回答あり）						要望 なし	電話 連絡 あり	重複 訪問 ・ 通知	不在 ・ その 他
		※1	※2	※3	※4	※5	※6				
5,389	1,149	617	337	86	38	31	231	2,902	500	743	370

※1 市での調査に617件は、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応

※2 市により、323世帯に484台を貸与

※3 市保有154組のうち146組を貸与

※4 都市総務課による住宅応急修理制度等の説明を実施

※5 保健所による食事・睡眠等の健康相談を実施

※6 被災者生活支援制度の説明、ごみの処理、側溝の泥上げ等を担当課で対応

#### イ 地域支え合いセンターによる戸別訪問 ※7

日付	在宅	不在	空き家等	合計	訪問地区
1月17日 ～ 8月12日	1,907	1,359	358	3,264	手形、中通、下新城、横森、牛島、茨島、卸町、仁井田、下北手、上新城、泉、河辺、大平、柳田、大住、東通、檜山、南通、桜、広面、将軍野、寺内、八橋、添川、旭川、金足、上北手、山手台、濁川、雄和、仁別

※7 戸別訪問の対象世帯は高齢者独居、高齢世帯、障がい者世帯、介護世帯、生活保護世帯、各種制度未申請世帯（応急修理制度、被災者生活再建支援金制度）

## ウ 地域サロン（お茶っこ会の開催）

対象地区	開催場所等		総回数	総参加者数
檜山・南通・中通	檜山コミセン(毎週金曜日)	8/9 7名	31回	247名
	檜山町内会館	8/8 10名	7回	127名
横森・広面・桜 ・東通	東コミセン(毎週水曜日)	8/7 17名	29回	472名
	東部市民SC		4回	70名
旭川・手形・添川 ・柳田・濁川	旭川コミセン (毎月第3水曜日)		7回	176名
茨島・卸町	卸町五丁目会館		1回	7名
大住	大住北町内会館		5回	42名
中通	中通地域包括支援センター 中通児童館		1回	14名
			3回	17名
下新城	槻ノ木公民館		2回	19名
牛島地区	三皇熊野神社里宮		1回	14名
			合計91回	合計1,205名

### (5) 効果と課題

これまでの効果と課題を検証するため、8月1日、地域支え合いセンターにヒアリングを実施した。

#### ア 効果

##### ●復興支援チームとの連携

- ・市職員と顔の見える関係ができ、互いにアップデートして被災者を支援できた。

##### ●アウトリーチの効果

- ・高齢者、障がい者などの既存の区分からの狭間の要支援者について、掘り起こして、関係機関につなぐことができた。
- ・訪問を繰り返して関係性ができることで、当初「自分は大丈夫だから」と話していた被災者自身がニーズや悩みを話し始める。

##### ●戸別訪問について

- ・日頃からの生活課題がある世帯が被災時により支援が必要となること。DVや引きこもり、保護世帯とのつながりなど

##### ●サロン開催について

- ・町内会などで地域サロンを運営するのは難しいとの声もあり、コミュニティ活動支援にもつながっている
- ・サロン開催で必要な支援や課題も拾うことができる。
- ・町内会がない地域や未加入者については、戸別訪問やサロンを通して、支え合いセンターが平常時からフォローできる。

### ●多機関連携、ケース会議

- ・行政や関係機関とのケース会議で、支援困難な方への対応がスムーズに進んだ。
- ・戸別訪問で感じたのは、日頃からの生活課題がある世帯が被災時により支援が必要となること。DVや引きこもり、生活困窮などの課題がある世帯への対応

## イ 課題

### ●設置について

- ・常設していれば、早期の被災者支援に繋がっていたと思われる。
- ・冬対策など、被害者調査などの際に一括でニーズ調査をしたり、あるいは常設でアウトリーチしていれば早く把握できたと思う。

### ●復興支援チームとの連携

- ・当初、温度差があった。平常時からの各課との関係性が必要。

### ●被災者情報の共有

- ・支援対象者の把握に、個人情報壁となった。最終的には災害時のため情報提供されたが、優先順位のランク付けなどに課題があった
- ・現行の被災者台帳の要援護区分付きのものがない。情報更新が難しいなら年1回更新でも。

### ●今後について

- ・生活再建支援は、個々の被災者の生活環境や財力などで段階が違う。何度も通ってようやく制度利用に結びつく例もあり、継続的な支援が必要
- ・地域サロンについて、今後は、参加者が先に立ったり、町内会や民生委員が先に立つなど、地域ごとのサロン開催も支援していきたい。
- ・今後、どこまで支援をしていくか、重層的支援体制整備事業への移行を含め整理が必要

## 3 地域福祉計画への反映について

2(5)の課題と効果を踏まえながら、地域福祉計画の以下の項目などに反映させるほか、「災害時要援護者の避難支援プラン」に反映させる。

- ・施策3 地域活動の推進（平常時からの地域サロン開催など）
- ・施策4 担い手の連携による取り組みの推進（多機関連携など平常時の体制づくり）
- ・施策7 地域生活における安全安心の確保（地域支え合いセンター設置など）
- ・重点事業1 包括的支援体制の整備（地域支え合いセンター常設化や平常時の連携）
- ・重点事業2 災害に備えた支え合いの地域づくり（災害ケースマネジメント）

## 復興支援体制の強化について

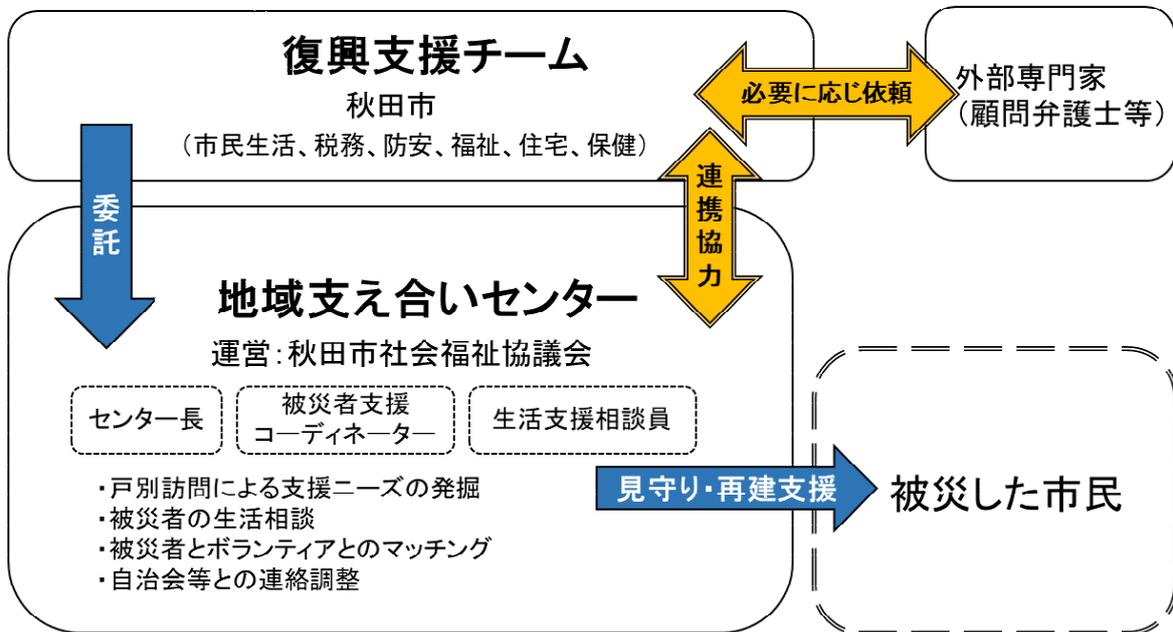
### 1 現状

#### 災害ケースマネジメントの考え方

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

- (1) 被災者の自立や生活再建について一元的に支援するため、11月1日に部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制の強化を図った。
- (2) 地域支え合いセンターの体制が整うまでの間、市職員が2名1組として20班集体制で戸別訪問および電話連絡による支援ニーズ調査を実施した。また、訪問や電話連絡でも不在の世帯には連絡文書を送付した。
- (3) 寄せられた要望については、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応した。

#### 組織体制等



### 2 課題・問題点

- (1) 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化
- (2) 調査データの活用
- (3) 継続支援が必要な被災者の優先順位
- (4) 関係団体との連携

### 3 今後の体制および取組

#### (1) 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化

専門的な生活支援相談員の人材を確保し、復興支援チームと地域支え合いセンターで連携協力しながら、被災者一人ひとりの状況を把握した上で、課題解消に向けてきめ細やかな支援について継続的な取組を強化する。

#### (2) 調査データの活用

アウトリーチで被災者状況を把握した情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。

※被災者のグループ分け

- ① 課題のある被災者 → 原則月2回以上訪問
- ② 今後課題のあるリスクがある被災者 → 原則月1回以上訪問
- ③ 特に課題なし → 必要に応じて訪問

#### (3) 継続支援が必要な被災者の優先順位

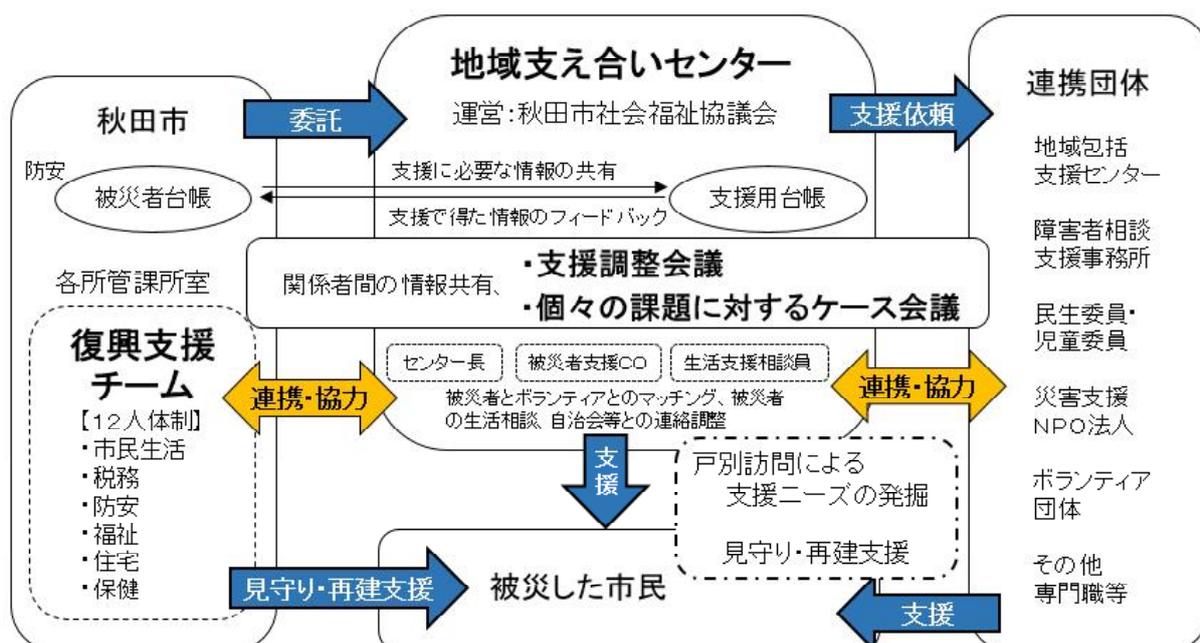
優先順位の基準を基に地域支え合いセンターの生活支援相談員が対応し、被災者一人ひとりの課題に応じた支援策や必要な情報を提供する。

※優先順位の基準

- ① 応急修理、基礎支援金、加算支援金が未申請の世帯
- ② 単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯
- ③ NPO団体が把握する世帯、一般世帯
- ④ 一時対応世帯

#### (4) 関係団体等との連携

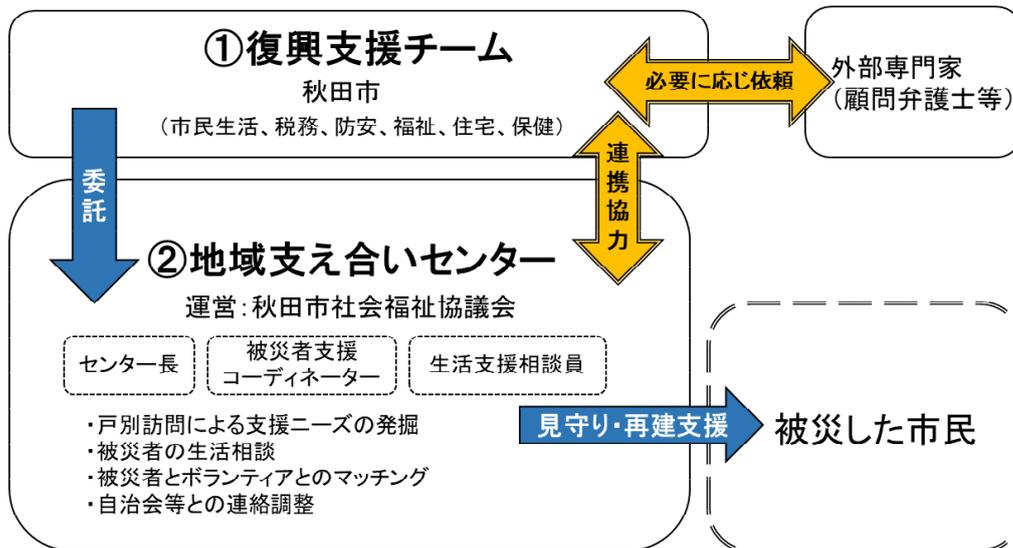
被災者支援の全体状況を共有するため、連携団体との会議の開催。個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施し、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。



## 復興支援体制の強化について

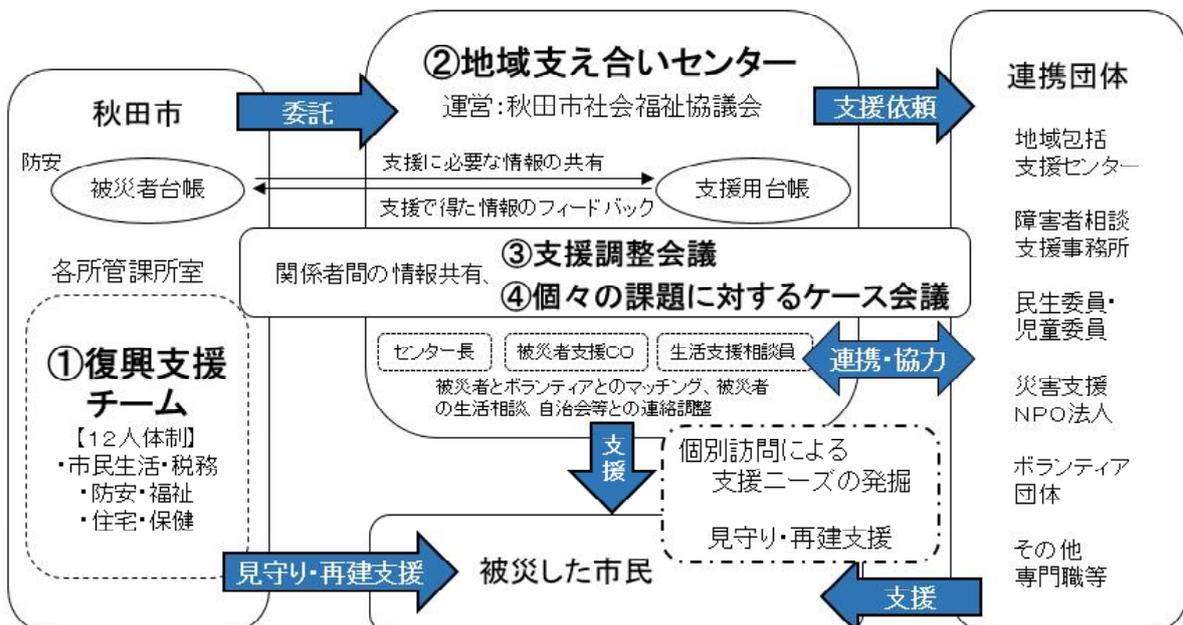
### 1 現状

- (1) 被災者の自立や生活再建について一元的に支援するため、11月1日に部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制の強化を図った。
- (2) 地域支え合いセンターの体制が整うまでの間、市職員が2名1組として20班体制で戸別訪問および電話連絡による支援ニーズ調査を実施した。また、訪問や電話連絡でも不在の世帯には連絡文書を送付した。
- (3) 寄せられた要望については、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応した。



### 2 今後の体制・取組

被災者一人ひとりの状況を把握した上で、課題解消に向けてきめ細やかな支援について継続的な取組を強化していく。



# 秋田市地域支え合いセンターです！

秋田市社会福祉協議会では、令和5年豪雨災害により被害に遭われた方々の生活再建に向けて、「秋田市地域支え合いセンター」を開設しております。

支え合いセンターはこんなところです！

①お困りごとをうかがう機会を設けます

## 戸別訪問

被害に遭われた方々のお宅を生活相談員が訪問し、お困りごとや生活状況についてお話を伺います。



## お茶っこ会

被害のあった地域で、お茶っこ会を開催します。集まった方たちで、お困りごとや最近の出来事についてお話ししましょう。



②お困りごとの解決を目指します

秋田市をはじめとする様々な機関と協力しながら、一緒に解決を目指します。



## 秋田市地域支え合いセンター

(社会福祉法人秋田市社会福祉協議会)

TEL 018-895-5033

FAX 018-862-8891

住所 秋田市八橋南一丁目 8-2

住まい、生活、体調のことなど、困っていることや不安なことがありましたら、秋田市地域支え合いセンターへお気軽にご連絡ください。

担当：

この事業は秋田市の委託により実施しております。

まるっと

お

ちや

っこ会

お話ししましょう。最近の出来事、大雨の被害のこと、お困りごとなど。  
お茶とおやつを用意してお待ちしています。  
どなたでもお気軽にご参加ください。



3月は毎週金曜日開催!

3/1.8.15.22.29

【時間】10:00 ~ 12:00

【場所】檜山地区コミュニティセンター  
(秋田市檜山南中町 1-9)

3/22

11:00~12:00



『健康相談  
コーナー』

体調などの健康面の相談に  
保健師が来所し対応します!  
ささいなことでもお気軽に  
ご相談ください!

3/15

10:00~12:00

『支援制度の  
相談会』

秋田市が下記の制度について、  
個別に相談対応を行います。

・住宅の応急修理制度

申込締切: 令和6年4月12日

工事完了期限: 令和6年7月12日

・生活再建支援金

基礎支援金: 令和6年8月13日締切 (災害のあった日から13ヶ月)

加算支援金: 令和8年8月13日締切 (災害のあった日から37ヶ月)

住宅の修理は  
お済みですか?

【共催】秋田市社会福祉協議会、檜山地区コミュニティセンター

【協力】秋田まるっと会議、秋田市復興支援チーム、秋田災害支援プロジェクト alecole

【問い合わせ】秋田市地域支え合いセンター (秋田市社会福祉協議会) 018-895-5033

まるっと

お

ちや

っこ会

お話ししましょう。最近の出来事、大雨の被害のこと、お困りごとなど。  
お茶とおやつを用意してお待ちしています。  
どなたでもお気軽にご参加ください。



2024年

3/18  
(月)

【時間】

13:00 ~ 15:00

【場所】

大住北町内会館  
(秋田市大住1丁目1)

住宅の修理は  
お済みですか？

## 福祉ネイル

ハンドマッサージや  
爪のお手入れは  
いかがですか？  
リラックスしながら  
会話も楽しんでください。  
指先をピカピカにして、  
気持ちも明るく笑顔に♪



## 『支援制度の相談会』

秋田市が下記の制度について、  
個別に相談対応を行います。

### ・住宅の応急修理制度

申込締切：令和6年4月12日  
工事完了期限：令和6年7月12日

### ・生活再建支援金

基礎支援金：令和6年8月13日締切（災害のあった日から13ヶ月）  
加算支援金：令和8年8月13日締切（災害のあった日から37ヶ月）

【共催】秋田市地域支え合いセンター、秋田市社会福祉協議会、大住北町内会  
【協力】秋田まるっと会議、秋田市復興支援チーム、秋田災害支援プロジェクト alecole  
【問い合わせ】秋田市地域支え合いセンター 018-895-5033

## 令和 5 年 7 月豪雨に関する関係機関からの意見等について

## 1 地域包括支援センター

5 月 30 日の地域支え合いセンターと地域包括支援センター（被災 4 地区）の意見交換会を実施

（主な意見等）

- ・ 地域包括支援センター同士の支援など、日頃からの体制整備の必要性
- ・ 日頃から健康状態などで支援ギリギリの方が災害によって要支援者となる
- ・ 災害時支援にはアウトリーチが重要で、被災者の掘り起こしに繋がっている

●事前対応等

- ・ ニュースの時点で、利用者の避難先を市に確認するなどしていたが、自分たちの事務所が被災し、電子機器が全てダメになったため対応できなかった。
- ・ 昨年 4 包括で防災ワークショップを実施し情報共有を行った。市の対応が遅いという話があった。

●被災時の状況

- ・ 管理者がコミセンに住民を送ろうとしたが、浸水でたどり着けず小学校へ。避難先に困った住民が多かった。
- ・ 電話がダメになったため、直接来所され避難先や住み替え、保険手続き、福祉サービスの拡大等の相談をされる方が多かった。
- ・ 支援拠点のローラー訪問や炊き出しで困っている方が明確になったのが助かった。

●被災後の状況（地域関係・サロンなどについて）

- ・ 旧住民と新住民が混在し関係希薄。包括で声かけして家具運び手伝いなど働きかけは行ったが、隣近所の関係性が継続しない。
- ・ 年度末におしるこパーティを開き住民が多く参加した町内会などもあり、こういう機会を広げていきたい。
- ・ 独居高齢者宅の畳上げの手伝いなど、支え合いができていく地域もあった。
- ・ コロナ禍で中止になって既存サロンが月 2 回に復活。地域支え合いセンターのサロンといずれ統合できれば。
- ・ お茶っこ会が情報交換の場になっている。
- ・ 体操教室参加者などに状況を確認。気持ちの面で大変な方が今でも多い。

●被災後の状況（被災者支援）

- ・ 軽度の認知症など支援に至らないぎりぎりの生活の方が多かったと思われ、災害

後に生活維持できなくなった方が多い。介護申請・区分変更も多かった。

- ・プライドがどこよりも高い地域。困っていても素直に言えない方が多い。
- ・自宅がひどい状況でも住み続けることを選択している方もいる。
- ・お茶っこ会に参加者は普段から外出している方が多いので、各戸訪問訪問して下さっているのがありがたい。

#### ●今後に向けた課題等

- ・市を含め様々な人が何度も訪問してくると当惑している高齢者もいた。
- ・川を見るだけで不安になる高齢者もいるなど、長期的なケアの必要性を感じた。
- ・アウトリーチして支援ができればよかったというのが反省点。
- ・制度説明会に参加したことによって制度利用に至った方もいた。包括で周知した方と実際の参加者の情報が共有できるといい。
- ・民生委員や福祉協力員が自分の役割が見えて生き生きしている地区はサロン自主開催できそうだが、そうでない地区は難しい。

## 2 まるっと会議

NPO法人や秋田市社会福祉協議会、行政など、被災者の生活再建に関する相談等を受けている各団体が水害からの生活再建に向けた支援を団体の枠を超えて、一体的に実施するために設置している会議体。令和5年8月31日に県域会議を実施し、9月21日から市域会議が行われておいる（8月現在で計14回開催）。

（主な意見等）

- ・被災者支援の課題の共有や今後の懸念点と対応策を検討する場、官民の関連団体が連携する場合は、継続していくべき
- ・地域支え合いセンターとNPO法人、行政の役割分担を明確に
- ・官民の支援情報（物資提供、ボランティア、住居等）をどう必要な方に届けるか
- ・被災者の潜在的ニーズをどう掘り起こしていくか
- ・被災者の悩みやニーズを拾っていく場所として、サロンが必要。また、サロンのような交流の場を地域の町内会等に移行して行くにはどうすればよいか

以下は、4月22日実施の「課題洗い出しワークショップ」のまとめ

#### ○制度に関すること

- ・制度の周知不足、遅れ（制度が知られていない、うまく伝わっていない世帯、住民に対する早い時期での情報提供）
- ・申請窓口の統一（制度ごとに分かれていて不便）、被災地に申請窓口ほしい
- ・申請書類が難しい ・申請期限の延長が必要
- ・罹災証明添付を省略またはコピーでだめか。証明申請者にプッシュ型できないか

## ○地域の関わり

- ・町内会の活発さにより関係づくりに差がある
- ・住んでる地域内での関係性で初動かわる、日頃からのつながりが必要
- ・町内会が機能していなかった

## ○経済面に関すること

- ・経済的に困っている方への対応が必要（支援金使っても解体費用捻出できない、家具や家電を買えない世帯）
- ・被災世帯ごとの差、特に高齢世帯は生活再建難しい

## ○情報共有、情報管理

- ・被災者台帳があれば、制度利用もスムーズ
- ・情報管理ツール
- ・NPO法人等関係団体への周知が遅かった
- ・町内会、民生委員のみまもり、支援のための情報提供も必要では

## ○ニーズの把握

- ・炊き出しにきた方の情報を共有できれば良かった
- ・物資提供の偏り、必要な物資情報が集まらない。支援物資どこでもらえる
- ・実際のところいま必要な支援は何であるのかの把握

## ○関係機関との連携

- ・市町村間連携スムーズに
- ・官民連携、県社協との連携
- ・県外災害支援団体への対応、外部のNPO がもろもろ手配した
- ・つなぎ先がどこになるのか。弁護士会、行政書士会、NPO法人など他機関の活用
- ・支援期間が自由に使える資金、クラウドファンディング活用
- ・災害時に急にはムリ。平時からの横連携

## ○災害ボランティアに関すること

- ・災害ボランティアセンターと行政の連携、
- ・災害ボランティアセンターはどこまでの支援をするか？
- ・ボランティアの受入側の人数が足りなかった
- ・ボランティア今後も来てくれるのか

## ○被災後の対応

- ・家に閉じこもって外に出てこれない人の対応

- ・疲労による締め、終わらない修繕、・人間関係の複雑化
- ・孤立、引きこもり。心身の不調
- ・メンタルケアの必要性（被災者、支援者）
- ・世帯状況、生活状況の正確な把握
- ・元の生活状況にもとづく課題は千差万別

#### ○災害時対応の検証が必要

- ・土日祝深夜の災害の連絡方法
- ・直後の対応を住民から意見抽出して聞きたい
- ・自宅での被災を想定する～避難所まで行けない方。どう逃げたらよかったのか？
- ・被災状況の確認と発信、避難タイムラインの状況
- ・個別避難支援プランや自主防組織として昨年どうだったのか
- ・もう一度大きな災害が来た時に備えられるか、行政、社協、NPO が。
- ・サロン住民主体へどう移行していくか